

三条市教育基本方針等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の教育基本方針の策定などに係る検討を行うため、三条市教育基本方針等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 教育基本方針の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼児教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 社会教育の関係者
- (5) 保護者の代表者
- (6) 地域の代表者
- (7) 公募により選任された者
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項を専門的に検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び教育委員会事務局職員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選により定める。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、三条市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。